

児童育成支援拠点事業

ガイドラインのポイント解説～取組具体例とともに～



令和7年3月
こども家庭庁成育局成育環境課
家庭支援係

はじめに

令和4年児童福祉法改正において、新たに児童育成支援拠点事業が創設され、令和6年度より施行されました。本事業は養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業であり、地域子ども・子育て支援事業の1つとして、子ども・子育て支援事業計画に基づき計画的に実施していただくことをお願いしております。

実施検討に際しましては、施行間もない事業であることから具体的事例に乏しく、どのように取り組んで良いのかがわからないというご質問を多くいただくことが多く、そのような状況を踏まえ、本事業実施要綱「2、事業内容」における必須事項や、開設準備費の用途等、事業検討段階において必要となる情報について、先行自治体にヒアリングを行い、具体的事例を本資料におまとめいたしました。

自治体及び民間団体の皆様につきましては、本解説書をご活用いただき、ぜひとも事業実施について検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

目次

- 3P : (1) 安全・安心な居場所の提供
- 6P : (2) 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- 8P : (3) 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- 10P : (4) 食事の提供
- 12P : (5) 課外活動の提供
- 14P : (6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- 17P : (7) 保護者への情報提供、相談支援
- 19P : (その他参考) 開設準備費の用途

(1) 安全・安心な居場所の提供 の為に取り組むこと



ガイドライン (P3)

実施を求める背景	本事業の支援対象は、不適切な養育状態にある児童等や、家のみならず学校にも居場所がない児童のため、安全・安心な居場所となるような場所を提供する必要がある。
具体的な実施事項例	<ul style="list-style-type: none">・本ガイドライン「4. 実施方法」や「5. 職場倫理及び事業内容の向上」に記載された内容の実施・児童の声を聴き、その声を反映するような取組・周囲とのコミュニケーション支援 等
留意事項等	②以降の支援を提供することのみに意識が寄ってしまうことがないよう留意が必要。例えば、②生活習慣の形成をしようとする中で児童に対し指導的に関わることも想定されるが、児童の実態（成長やこころとからだの状態）を踏まえた支援を心がけ、安全・安心な居場所を提供することを最優先と考える必要がある。



解説

家庭に居場所がない（家庭環境に課題がある）ことが前提の事業ですので、児童にとって **家庭の代わり** になることが求められます。具体的には、“本来保護者に話すような悩み事が共有できるような関係作り”や“遊びをはじめとした自由な活動が認められること”が必要です。また、“善い”大人のモデルを見せることで信頼を得る必要がある為、職員は自身の行動をみられているという意識を持つことが大切です。

(1) 安全・安心な居場所の提供 の為に取り組むこと



基本的な心構え

● 基礎的な整理整頓

環境整備（家具の配置や美化が保たれている）が行き届いていることで、“いつもより散らかっている”と言った事象から児童の状態を読み取ることができます。

● 児童の行動に注目をする

児童の行動を変えようとせずに、行動の意味を伝え、行動の振り返りを重ねることで自らの行動を促していくことが重要です。具体的には、暴言などに対して「自分が言われて嫌なことを人に言っていなかったか」を **自ら気づかせること** 等です。

● 職員の行動でお手本を示す

“善い”立ち振る舞いをする大人に出会う機会がなければ児童はそれに気づくことができません。拠点において、職員自らが意識して立ち回り児童にお手本を見せることは児童の行動に良い影響を与えます。
(例) 時間を守る ・あいさつをする ・人にやさしくする ・約束を守る ……等

関係が構築されると自分のことを打ち明ける瞬間があります。

その声を拾い肯定すること、保護者や関係機関に代弁してさらなる支援に繋げることが支援者として重要な役割です。

- ・学校に行きたい ▷ 登校支援・フリースクール
- ・家で家事をするのが大変 ▷ 家事支援事業の斡旋
- ・将来こうなりたい ▷ 進路情報の提供

(1) 安全・安心な居場所の提供 の為に取り組むこと



● 児童との接し方

愛着形成が進んでおらず個別対応が必要な可能性があり、施設運営の妨げにならない範囲で個別に適切な対応が求められます。

特に、新しい児童が入ってくる日は配慮が必要です。児童は“大人を取られた”と感じることが多くある為、**対応人数を増やす、時間を決めて個別にフォロー** するといった対応が必要です。

● 性別に関する配慮

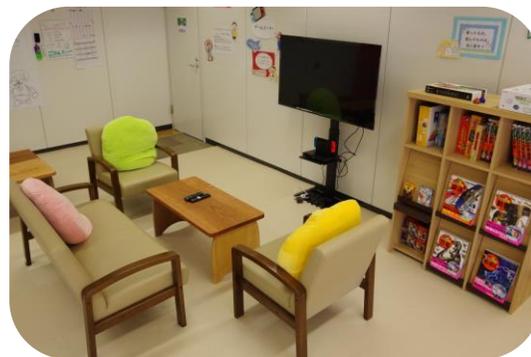
児童同士が仲が良いことは良いことですが、愛着形成に課題を抱える児童はより注意して男女の仲を見極める必要があります。

活動の場を離したり送迎を別にする等の工夫が必要です。また、支援員の性別にも配慮する必要があります。

性被害等の児童が持つ背景に合わせて柔軟に対応ができるように支援員の年齢や性別に配慮して雇用することが重要です。

拠点でのスケジュール（例）

14:00~15:00	拠点に登校
15:00~16:00	宿題・勉強
16:00~17:00	自由時間（勉強が終わった児童から） 読書やボードゲームで過ごします
17:00~17:30	集まって過ごす時間
17:30~18:30	夕食
18:30~19:00	シャワー・お風呂・洗濯
19:00~	送迎（遠い児童は20時過ぎに自宅着）



H市拠点 内観

(2) 生活習慣の形成 の為に取り組むこと



ガイドライン (P3)

実施を求める背景	本事業の支援対象の児童は生活習慣を形成する機会に乏しい場合が想定されるため、児童が基本的な生活習慣を習慣化するための取組が必要である。
具体的な実施事項例	<ul style="list-style-type: none">・ 挨拶・ 片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ・ 入浴支援・ 日用品の使い方に関する助言・ 整理整頓、その他お手伝い等
留意事項等	入浴支援は、心身の衛生状態を保つためだけでなく、児童の身体にあざなど虐待の早期発見につながることも考えられる。また、掃除や洗濯、調理のお手伝いなど、児童の年齢や児童の実態（成長やこころとからだの状態）に応じた生活する力を身につけるための支援を行うことが望ましい。



解説

本来家庭で身に着けるべき生活能力 を育むことを想定しています。

特にあいさつや清潔感といった観点は児童が円滑に地域や学校に溶け込むのに必要な能力であり、児童育成支援拠点事業において積極的に支援をする必要があります。最も重要なのは、**拠点に来ない日・家庭でも実施するように指導すること** です。拠点での実施に依存して家庭での努力が見られないことが起きないように、家庭や学校でも実践できる内容を指導する必要があります。

(2) 生活習慣の形成 の為に取り組むこと



事例A

抱える課題

ネグレクト傾向が強い児童で基本的な生活能力がなく学校に登校できていない。人と関わる機会がなく、コミュニケーション能力が乏しい。



小学校低学年
(男子)

基本的な生活能力の形成

- ・あいさつ等の基本的なコミュニケーション能力の形成
 - ▷職員から積極的に行うことであいさつを当たり前にする
- ・片づけや手洗いといった生活能力形成
 - ▷できたら褒める、片づけにはお礼を言う
- ・夜型生活の是正
 - ▷拠点で過ごすスケジュールを自分で決めさせ、自分で決めたことを守る経験を通して **自立心を養う。**



事例B

抱える課題

学校には通えているが、母子家庭で経済的な困難を抱えている。食事の提供を目的に利用を始めたが、お風呂に入れない日や洗濯が出来ない日があるようだ。



小学校高学年
(女子)

清潔感・衛生面での支援

- ・シャワー室の提供
 - ▷拠点の利用日以外も入ることが理想な為、**家庭でも利用**ができるように関係機関と相談する。
- ・衣類の洗濯や提供
 - ▷家庭環境によっては服を所持していない場合がある。施設で予備の服を用意しておくのが理想。(制服バンクや寄付等)
 - 【チェック項目】
 - ✓季節に合わない服を着ていないか
 - ✓体に合わないサイズの服を着ていないか
 - ✓制服にほつれや汚れがないか

(3) 学習の支援 の為に取り組むこと



ガイドライン (P4)

実施を求める背景

本事業を利用することにより、家庭での学習時間が確保できないことや、本事業の支援対象の家庭が学習面のサポートが難しい場合が想定されるため、本事業において、宿題の見守りや学習習慣を身につける支援を行う必要がある。

具体的な実施事例

- ・宿題の見守り
- ・学校の授業や進学のためのサポート
- ・こどもの権利を学ぶ機会の提供
- ・読書習慣の形成
- ・個人の学習能力に合わせたサポート、運動能力の向上に向けたサポート等

留意事項等

個人の状況や宿題の有無を考慮しつつ支援することが望ましい。なお、学校教育を担保する機能は持ち合わせていないことに留意した上で、児童自身の学びに寄り添うことに注力すること。



解説

家庭に課題を抱える児童について、学習に遅れがみられる場合があります。高い学力を身に着けるといよりは個々に合わせた適切な内容での支援が求められ、具体的には学校の宿題を解く中で理解が追い付いていないようであれば、前の単元に戻るだけでなく、学年を超えて基礎的な計算や漢字から復習する等の支援が望ましいです。学習に意欲がない児童に対しては宿題以外にも運動や読書といった **広義の学習支援** から入ることも有効です。

(3) 学習の支援 の為に取り組むこと



事例C

抱える課題

落ち着いて勉強ができる家庭環境ではなく、家庭において学習時間が取れていないようだ。

宿題をやらせてみると内容自体は理解しており、意欲はないわけではない。

中学3年生なので受験も控えているが、保護者の協力は得られそうになく進路について課題を抱えている。



中学3年生
(男子)



学校や自治体と連携して、拠点の役割を明確にする。

拠点で宿題を見ることはできるが、応用的な学習や進路指導については**学校との連携**が必要です。特に中学以降の生徒を預かる場合は学習の内容も難しいものになります。拠点で行う支援範囲を明確にして保護者や自治体との**二ーズの乖離**を防止することが重要です。



学校

授業の理解確認
進路指導



情報共有



拠点

学習の場の提供
進路に係る
情報収集の支援



報告
協力の取付け



保護者

拠点で落ち着いて勉強する環境を提供し、
高校の情報を調べる支援を行った。
願書届け等の保護者の協力が必要な部分
について拠点から保護者に説明をした。



受験を諦めることなく進学できた。

(4) 食事の提供 の為に取り組むこと



ガイドライン (P4)

実施を求める背景	本事業の支援対象の児童は、十分な食事が摂れていない場合も想定されるため、本事業所において食事を提供する必要がある。
具体的な実施事項例	<ul style="list-style-type: none">・ 食事の提供・ 適宜おやつの提供・ こども食堂や地域食堂との連携・交流による食事の提供・ 各種イベントでの食事の提供 等
留意事項等	児童の身体の状況を考慮しつつ適切な食事を提供することが望ましい。また、食事の様子から家庭環境の把握につながることも考えられる。食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。その際、提供する食事は、必ず事業の実施場所で調理された食事であることを要しない。なお、居場所において食事の提供を含めた各種支援を包括的に提供することを目的とした事業であるため、宅食により食事を提供することは不可とする。その他、食事の提供に際しては「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月30日付け雇児保発0330 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を参照すること。

(4) 食事の提供 の為に取り組むこと



解説

家庭で食事が取れない児童への支援を前提としており、平日であれば**夕食の提供**を想定しています。

“食べる”という行為だけでなく、あいさつや片づけ、食事を通したコミュニケーションを含めた**包括的な支援**を求めるものです。



事例 F市

元子ども食堂の強みを活かして内部のキッチンで料理

児童が食べたことがあるような身近な料理を出すことで**安心感**を与えている。

1か月分の献立を月初めに出して、毎日の食事に**期待感**が持てるようにしている。



※おやつ（果物や手作りお菓子）込みで、約300円～350円+白米で用意



事例 H市

ごはんや汁物は**温かいものを食べてほしい**ので都度調理。

おかずは**保存性**の観点からクックチル（手作り料理の冷凍保存）を利用。

栄養の観点から野菜を豊富に使った料理を提供している。



食事スペース

※主菜1種、副菜2種、ごはん、汁物で、一食あたり660円で用意



事例 Y市

近所のスーパーで**お弁当を購入して**拠点で食べる。

月に数回は児童もスーパーに同伴させて買い物の仕方を学ぶ機会を設けている。

※自宅で食べれるようにお弁当を配布すること（宅食による支援）は想定しておりません。



※一食あたり550円で用意

(5) 課外活動の提供 の為に取り組むこと



ガイドライン (P5)

実施を求める背景	児童が、様々な学びや、多様な体験活動や外遊びの機会に接することは、人との出会いや、自己肯定感・自己有用感を高めるなど、社会で生き抜く力を得るための糧となることが期待される。
具体的な実施事項例	<ul style="list-style-type: none">・調理実習、農業体験・年中行事の体験・学校訪問・施設外での体験活動や遊びの提供・身近な観光地の見学、地域のイベントへの参加・社会資源を知る、つながる機会の提供・地域住民と接する機会や地域のイベント、ボランティア、職業体験等、社会参画へ導く機会の提供 等
留意事項等	<p>本事業の支援対象の児童は、認められる、褒められる、感謝される機会が少ないことが想定され、対等に接してくれる大人との出会いの機会や、社会資源や地域住民などとの交流を通じて、社会参画へ導く機会が、自己肯定感や自己有用感を高めることにつながる可能性がある。また、家では体験できない様々な経験や体験が必要である。</p> <p>身近な観光地やイベントへの参加は、家族との会話や活動につながることも考えられる。</p>



解説

経済状況や家庭環境などによらず、全ての子どもたちが様々な体験を通して「自分らしく生きていくために必要な力」をはぐくむことが重要です。本項目で求める活動は大きな観点ではなく、“近所での外食”や“農作業のボランティア”といった

少しだけいつもと違うことをする といった視点で構いません。

(5) 課外活動の提供 の為に取り組むこと

例① 親子での体験活動を通じた家庭状況の把握・保護者との繋がり確保

実施内容

- ・農業体験・ゴミ拾いなどの地域活動



ポイント

- 活動における親子の関わりを見ることで家庭状況を把握できる

✓児童が保護者と話すときに委縮していないか ✓両親の間に会話はあるか ✓保護者が他の大人と会話をしているか

- 保護者と施設が関わる機会を設けることで自然に関係性を構築できる。

・家庭に困りごとはないか ・拠点事業を利用することで状況が好転したか ・自治体職員が相手だと身構えてしまう場合、家庭との関係構築は拠点スタッフに任せる。

例② 公共交通機関利用や外食を通じた体験機会の確保

実施内容

- ・電車やバスを利用して隣町等に出かける
- ・地域の飲食店（ファミレスなど）に外食に行く。



ポイント

- マナーや注文の仕方などを体験・指導する。

・児童によっては電車の利用や外食の経験がないこともある為、新しい体験になる。

・拠点を卒業した後、新しい環境に身を置いたときに **自然と周りに溶け込むために** 一般的な体験をしておく必要がある。

(6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携



ガイドライン (P6)

実施を求める背景

児童や家庭により抱える課題は様々であり、複数の機関が連携し、各機関の相互理解に基づく一体的な連携が重要であり、市町村でネットワークを構築して、それを活用することが想定される。各機関と、円滑な連携を図るため、日々の情報交換や交流を通じて、本事業について理解してもらう必要がある。

具体的な実施事項例

- ・ 柔軟な各種関係機関との情報共有の実施
- ・ 定期的な情報交換会の開催
- ・ 学校との行事予定の情報交換、宿題の提供状況の把握や事前に保護者、学校、事業者で決めておいた内容（気になる様子や欠席確認等）についての情報共有。
- ・ 保護者や医療機関から求められた際の利用時の様子の情報提供
- ・ 学校や地域、関係機関等の行事への参加、協働実施
- ・ SNS 等を活用したシームレスな情報共有体制の構築 等

留意事項等

本事業の利用者や支援対象になり得る児童を地域団体やNPO等が把握している可能性があり、事業者は児童館、こども食堂や学習支援の場など、地域にある様々な児童の居場所となっている機関や施設等と、日頃から連携し、情報把握に努め、適切に市町村へ情報提供することが望ましい。様々な居場所に携わる者同士が対話し、互いに尊重し学び合い、地域の児童の居場所づくりにおける大切にしたいことを確認し合うことも大切である。また、保護者や地域住民等が本事業の活動に参画することは、児童に限らず、保護者や地域住民の新たな交流やつながりを得られる場として地域づくりにつながることも考えられる。こうした取組は、地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながる。

(6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携



解説

本事業のみで複雑な課題を抱える児童をケアしきめることは難しいため、地域の各機関と連携をする必要があります。具体的には、放課後の送迎に行くことを学校に伝えたり、家庭での生活を支援するために別のサービスに繋がったりすることが考えられます。

常に地域の各種機関と情報共有をすることで **有事の際に迅速に対応** することができます。



学校との連携

● 拠点における支援内容を共有

“拠点でできること”を伝えることで、学校視点で困難を抱えている児童を拠点に繋げることができます。

※学校視点の困難感と児童育成支援拠点事業の対象が必ずしも一致しない点に注意

- ・（例）発達に偏りがある児童がおり、学習も遅れがち。自己肯定感の低下から学校を休む回数が増えてきたので事業を利用したい。

↑本事業は、家庭に課題があり、家庭に居場所がないような児童を対象に、生活面を含めて包括的な支援を行う事業であり、不登校という事象のみでは本事業の対象となりません。

本事業の強みを発揮した支援ができるよう、本事業の趣旨を伝え上での連携をお願いします。

● 学校・拠点間での児童の様子を共有

拠点で見つけた課題を学校と共有することで包括的な支援を行うことができます。

拠点と学校で児童の様子が大きく異なる場合は何かしらの課題を抱えていることが多い為、注意が必要です。

初回アポイントの方法

- ・地域の学校長があつまる管理職会議で周知
- ・学校を自治体の職員が訪問して説明
- ・・・等

(6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携



事例D



中学2年
(女子)

学校で見つけた課題

大人しい生徒。1日の食事を給食に依存しているようで家庭で食事が取れていないようだ。
夏休みに食事が取れないことを課題に感じた学校が夏休み2週間前に児童育成支援拠点事業を紹介した。

児童育成支援拠点事業で新たに発見した課題

大人しい生徒と聞いていたが、拠点では職員と話す時間が非常に多い。どうやら家庭では未就学の弟の世話をしていることが多く、自分の話を大人にすることが楽しいようだった。学校では家庭状況を周りに知られないように振舞っていた模様。



学校・児童育成支援拠点事業・地域団体で連携した支援

・継続的な拠点事業の利用

▷“夏休み”を支援期間としていたが、食事以外の包括的な支援が必要と判明したため、継続的に支援を行うこととした。

学校にもその旨を説明し、送迎車が学校の敷地に入ることや生活状況の情報共有を行う同意を得た。

・ヤングケアラー向けの支援の手配

▷児童を拠点で預かることによって弟の世話をする人がいなくなる為、

子育て世帯訪問支援事業を行っている **地域団体に状況を共有** して支援を開始した。

(7) 保護者への情報提供、相談支援 の為に取り組むこと



ガイドライン (P7)

実施を求める背景	本事業の支援対象の児童の保護者も、様々な悩みや困難を抱えている場合が想定され、児童を通じて保護者の子育てへの支援が必要である。
具体的な実施事項例	<ul style="list-style-type: none">・送迎の際の声掛けや、児童の様子共有・子育てサービスや資源の情報提供、利用に向けてのつなぎ役や同行支援。・定期的な面談の実施 等
留意事項等	保護者とのコミュニケーションを通じ、関係性を構築し、愚痴や悩みを聞く中で、子育てサービスや資源の情報提供や、児童との関わり方への助言等を行うことが望ましい。また、必要に応じて、子育てサービスや資源の利用のサポートを行うことも考えられる。



解説

本事業は拠点の中で児童の生活を支援する事業ですが、保護者とも情報共有を中心とした関わりをもつ必要があります。

家庭に何らかの課題がある ことを背景に本事業を利用することが多い為、家庭の状況を把握することは

真に必要な支援 を見つけることに繋がります。本業務の範囲を超えた支援が必要になる場合は自治体のケースワーカーや他のサービス担当者と密に連携をとる必要があります。

(7) 保護者への情報提供、相談支援 の為に取り組むこと



事例E



母子家庭

利用前面談で見た課題

母子家庭であり、経済的に困窮していることから母親は日中と深夜に働きに出ている。夕方一時的に家庭に戻ってくるが、**児童と食事をする余裕はない**

“困りごと”の背景を想像

“食事がない”背景には何があるのかを把握することが重要です。この事例では“食事以外の時間もない”と推測できます。そのため、食事以外にも家庭で行うような歯磨きや宿題といった支援について、ケースワーカーや保護者に提案することが考えられます。

児童から見えてきた課題

母親と家庭で関わる時間が少ない寂しさからか、**職員と話す時間が多い**。多くの時間で個別対応が必須になっており、他の児童へ支援が行きわたらないことがある。

支援内容の決定

- ・ 食事の提供
- ・ 宿題の支援
- ・ 歯磨き
- ・ シャワー
- ・ 送迎
- ・ 洗濯物の整理

母親から見えてきた課題

自宅まで送迎を行う際に母親と話す時間が取れており、事業以外の話も話題にあがる頻度が増えてきた。ある月、母親は疲れが溜まっていて元気がない日が続いている。どうやら、責任感が強くダブルワーク以外の時間は家事を一生懸命やるあまりに疲れ切ってしまう、育児に手が回らない状況になっているようだ。

他のサービスへの展開

関係性が構築されてくると当初見えていなかった“困りごと”を相談される場合があります。他の事業に繋げるなどの支援が望ましいです。

子育て世帯訪問支援事業
家事支援を斡旋

母親の家事負担が減り
児童と関わる時間が増えた。

拠点でも児童の行動に改善が見られた

(その他参考) 開設準備費用の用途

事例 H市



基礎情報

- ・新たに事業所を開設する場合に適用される加算あり（移設や改築は不可）
- ・建物の工事については、躯体に変更を加えない範囲が対象（シャワー設備の増設などは可）
- ・備品の購入も可能だが、車両の購入は不可（所有権が移転しない車両のリースは可）

部屋の外装
パーティション（部屋を区切るために施工。防音効果が高いものを選定）
パーティション(キッチンスペース)
部屋の装飾
テーブル
椅子
カーペット
テレビ
ソファー
備品の購入
プリンターや電話機等の事務用品
炊飯器等の調理器具
ゲーム機
パソコン
観葉植物
キッチン用品
ボードゲーム
本
本棚

